

委員会の進め方及び今後のスケジュール（案）

1. 委員会の進め方

「新清掃工場整備基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）は、本日の委員会を含め、計8回にわたり審議する予定です。

委員会	開催時期	協議事項及び報告事項
第1回	平成28年 5月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯及び新清掃工場の基本的な考え方 ・新清掃工場の整備スケジュール ・委員会の進め方及び今後のスケジュール ・ごみ処理システム →検討対象とするごみ処理システムについて検討
第2回	平成28年 6月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模の検討 →計画目標年次（平成34年度）における計画処理量をもとに、施設規模の妥当性について検討 ・環境保全対策（公害防止基準）【1/2】 →排ガス、騒音、振動、悪臭の公害防止基準値について検討 ・生活環境影響調査（※1）の調査・予測項目 →生活環境影響調査・予測項目の選定
第3回	平成28年 7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策【2/2】 →排水の公害防止基準値、煙突高さについて検討 ・ごみ処理システムの評価項目 →ごみ処理システムの決定にあたり、各検討事項の評価項目の設定
第4回	平成28年 7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・先進施設視察
第5回	平成28年 9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能 →災害時の非常用設備の設置や防災備蓄品の整備等、防災機能について検討 ・環境学習機能 →環境学習機能や市民の交流の場となるような機能について検討
第6回	平成28年 10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・事業方式（※2） →事業方式について検討 ・ごみ処理システム →ごみ処理システムの検討結果について確認
第7回	平成28年 11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（素案）
第8回	平成29年 2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び基本計画（原案）報告

※1：生活環境影響調査とは、原則としてすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。調査・予測項目としては、大気質、騒音、振動、悪臭、水質等が挙げられる。

※2：廃棄物処理施設の整備及び運営に係る事業方式については、「公設公営方式」、「公設+長期包括責任委託方式」「公設民営方式（DBO方式）」及び「民設民営方式（PFI方式）」に分類できる。「公設」とは、公共の財源によって施設を設計・建設し、且つ公共が施設を所有する方式、「公営」とは、公共が自ら施設を運営・維持管理することにより処理対象物の適正処理業務を行う方式、「民設」とは、民間が独自に資金を調達し、設計・建設する方式、「民営」とは、公設あるいは民設により設計・建設した施設を民間が運営・維持管理することにより処理対象物の適正処理業務を行う方式のことを指している。